# 日本専門医機構認定 皮膚科専門医更新基準

(2022.3.23ver)

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能 態度が的確であることを証明することが求められます。

# 目次

①勤務実態の証明・・・・・・・・・・・・・・・・px	2
①勤務美態の証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	2
②更新単位 50 単位の取得・・・・・・・・・・・・p	3
i )診療実績の証明・・・・・・・・・・・・・p-	4
ii ) 専門医共通講習・・・・・・・・・・・・・p-	4
iii)皮膚科領域講習・・・・・・・・・・・・・・p	5
iv)学術業績・診療以外の活動実績・・・・・・・・・p	6
2.更新の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・p	7
3.専門医資格を更新できない場合の措置・・・・・・・・・・p	
4.専門医資格を喪失した場合・・・・・・・・・・・・p	
5.専門医資格取消について・・・・・・・・・・・・・p1	0
※別添資料目次	
<ul><li>※別添資料目次</li><li>1.皮膚科領域の 35 領域・・・・・・・・・・・・・・・p1</li></ul>	1
1.皮膚科領域の 35 領域・・・・・・・・・・・・・・・・・p1 2.専門医共通講習に算定できる単位・・・・・・・・・・・・・・p1	1
1.皮膚科領域の 35 領域・・・・・・・・・・・・・p1	1 2
1.皮膚科領域の 35 領域・・・・・・・・・・・・・・・・p1   2.専門医共通講習に算定できる単位・・・・・・・・・・・・・・p1   3.代表的な雑誌リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1	1 2 3
1.皮膚科領域の 35 領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 3

日本専門医機構(以下機構)による新専門医制度における皮膚科専門医更新は、

①勤務実態の証明、②更新単位の取得(診療実績の証明を含む)をもって行います。

なお、専門医(学会専門医を含める)を 3 回以上更新しており、かつ 65 歳以上の場合、4 回目の更新から特例措置を受けることができます。詳細については p7 (2.更新の特例措置)を参照してください。

### 1.更新基準

### ①勤務実態の証明

皮膚科領域としては勤務実態を証明する為に「勤務実態の自己申告(様式 2)」「勤務証明書(様式 3-1、3-2)」を提出することとしています。

#### ・勤務実態の自己申告 申請書(様式2)

勤務実態を証明する「自己申告書 申請書」として提出してください。勤務実態については、勤務していた直近 1 年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて検証することがあります。

#### ・勤務証明書(様式 3-1、3-2)

5年間の更新期間のうち、その半分である累計 2.5年(30ヵ月)以上の勤務実態を記載してください。勤務証明書は常勤か非常勤かにより、提出する様式が異なります。該当するほうの書類をご提出してください(注1)。

- a. 常勤:皮膚科診療に従事している時間が週31時間以上
  - →勤務証明書(常勤)(様式 3-1)
- b. 非常勤:皮膚科診療に従事している時間が週12時間以上週31時間未満
  - →勤務証明書(非常勤)(様式 3-2)

※勤務時間は、休憩時間や残業時間は含まれません。

- ○上記 b.非常勤については、次の条件を満たすことが必要です。
- ・皮膚科の診療に従事していることを証明できるものを添付すること。
  - 例) HP 等で公開されている診療分担表など
  - ※HP上に表記のある診察時間と実際の契約時間に齟齬がある場合には、更新申請の 必須書類として雇用書類を併せてご提出してください。
- ・日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修期間施設のプログラム統括責任者の 証明を受けることができること。

※代議員の名簿は、下記 URL の日本皮膚科学会ホームページより確認できます。 https://www.dermatol.or.jp/modules/about/index.php?content\_id=8 なお、週 12 時間を充足する勤務先施設は 2 施設以内が望ましい。

### (注1)ご自身で開業されている場合

開業している証憑として、勤務証明書のほかに、院長・診療時間・開設日などが分かる書類もご提出ください。(保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など)

診療時間に加えて開設者・院長としての業務を含んだ勤務時間を表記ください。

例)備考欄に月-金 9:00~18:00 (うち2時間/日は事務業務)等 業務を含めて勤務時間が週31時間未満の場合は、非常勤の勤務証明書をご提出ください。

### ②更新単位(50単位)の取得

皮膚科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示しています〈表1〉。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が50単位となるように取得してください。

〈表 1〉専門医資格項目別更新単位

項目	取得単位	備考
i )診療実績の証明	(複数回更新済)	・症例報告 10 例毎に 5 単位
	0~10 単位	・専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位
	(初回更新)	・症例報告 10 例毎に 5 単位
	5~10 単位	・専門医更新自体が初回に限り <b>症例報告5単位必須</b> (2回目以降は任意)
		・専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位
ii)専門医共通講習	3~10 単位	・必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)各 1 単位必須
		※機構制度初回更新者(皮膚科では 2023 年度機構専門医資格取得者か
		ら)は必修講習 B を適用となる。詳細は p.5「共通講習 B について」を
		参照ください。
iii)皮膚科領域講習	20 単位以上	
iv) 学術業績・診療以外	0~10 単位	
の活動実績		

別添資料(「4.単位の取得パターン3例」)に単位の取得方法を紹介しているので、参考にしてください。

### i)診療実績の証明

### ・症例報告の提示(様式 4-1)

#### 【学会制度を含め専門医更新が初回の場合5単位必須(2回目以降の更新の場合任意)】

5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設 名、責任者氏名(印)などを記載した症例報告を 10 症例分提出してください。

症例 10 例毎に 5 単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患 名は偏らないよう配慮してください。

なお、皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35 領域については別添資料(「1.皮膚科領域の 35 領域」)をご確認ください。

### ・専攻医の年間評価 (様式 4-2)(任意)

統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位を付与します。ただし、1年間に何人指導しても1単位のみの付与となります。

「専攻医指導報告書(様式 4-2)」を記入の上、評価を行った証明書類として専攻医研修管理システム上の「評価・フィードバック」の画面を印刷して、ご提出ください。

### ii) 専門医共通講習【3~10 単位】

専門医共通講習はすべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。皮膚科領域担当委員会で審議し、日本専門医機構によって認められた講習会のみ該当します。 共通講習には、必修講習 A、必修講習 B、任意講習 C の 3 つの区分があります。

共通講習は、最小 3 単位、最大 10 単位の単位が取得できます。ただし、必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)を各 1 単位以上含む必要があります。

(たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などが該当しますが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとします)。

専門医共通講習の対象となる講習会は別添資料(「2.専門医共通講習に算定できる単位」) を参照してください。

#### ○必修講習 B について

2023年度以降機構専門医を取得し、その後更新手続きを行う際は上記必修講習 A の他、必修講習 B (医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療等)、両立支援(治療と仕事))を各 1 単位(計 5 単位)取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習 B の取得は免除することができます。(多様な地域については、日本専門医機構と協議中です。詳細が確定次第、公開します。)

#### ○更新時の申請方法

日本皮膚科学会が開催している講習会を聴講、もしくは演者として発表した場合、日本 皮膚科学会会員マイページに自動的に加算されます。マイページ上の「専門医後実績一覧」 を印刷し、提出してください。

- ・研修施設や他学会主催の講習会を聴講、演者として発表した場合、会員マイページには自動的には加算されません。その為、聴講単位、講演での単位は下記のように単位申請ください。
- ・(聴講単位を申請する場合):自身で会員マイページに聴講した講習会を登録し、証明書類として講習会の際に配布された受講証明書のコピーを提出してくだい。
- ・(演者として発表した講師単位を申請する場合):自身で会員マイページに講習会、演者として発表した演題を登録し、証明書類として抄録又はプログラムのコピーを大会名、大会日付、演題名、演者名、が分かる箇所を記載順に揃えてご提出ください。
- ※会員マイページ上の単位の登録や印刷が不可能の場合は、「専門医共通講習一覧(様式 5)」に聴講、演者として発表した演題した講習会を記載し、受講証明書のコピー や必要書類と併せてご提出ください。

#### 参考) 単位の算定方法

- ・1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位、また、連続して 2 時間以上のものは 2 単位として算定する。
- ・e-learning についても、E-test などで受講を証明できるならば単位として認めることができる。
- ・講習会講師については、1時間の講演につき2単位付与することができる。また、1時間を複数で講演し、そのうち、30分以上講演している場合には、1単位付与する。

### iii)皮膚科領域講習【20単位以上】

日本皮膚科学会が定める講習会等で取得する単位です。皮膚科専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習会への参加を目的にしています。

### ○更新時の申請方法

講習会に現地で聴講している場合は日本皮膚科学会会員カードで、オンライン講演で 聴講している場合は聴講ログで、出席を確認しています。大会終了後2か月以内に、自動 的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧を 印刷して提出してください。

演者として発表した演題についても、自動的に単位が加算されます。 なお、一般演題 は認められないのでご注意ください。

### 参考) 単位の算定方法

- ・原則、1回の講習は1時間以上とし、一人または二人の演者による1時間以上の講習 受講をもって1単位と算定する。
- ・講習会講師については1時間につき2単位付与することができる。また、1時間を複数名で講演しており、そのうち、30分講演している場合には、1単位付与する。

### iv) 学術業績・診療以外の活動実績(様式 6) 【0~10 単位】

算定可能な単位については、下記の<表2>をご確認ください。

なお、自身が筆頭発表者の【学会発表】と筆頭著者の【論文発表】がある場合、最大 20 単位まで申請可能です。

例) 論文査読 10 単位+筆頭著書である論文発表単位 10 単位=20 単位 (詳細は別添資料参照)

〈表 2〉学術実績・診療以外の活動実績一覧

項目名	概要	取得単位
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一 般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピー を提出すること。	筆頭発表者:1 単位 共同発表者:1 単位 (2nd author に限る)
皮膚科領域専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表 ※別添資料(3.代表的な雑誌のリスト)参照	証明書類として掲載された論文のコピーを 提出すること。	筆頭著者:2 単位 全共著者:1 単位
共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピー を提出すること。	司会や座長:1 単位 ※聴講単位とは別に付与
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術雑誌の査読 対象雑誌 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼 状と査読結果の写しの提出か、または、 Publons による証明を行うこと。	1 単位 ※同一論文の再査読は単位 としては認めない。

日本皮膚科学会ガイドライン策定委員会の委員長(作成 するガイドラインが個別のグループに分かれている場 合、それぞれのグループ長を委員長とする)	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピー を提出すること。	1 件につき 2 単位 ※当該ガイドライン発表時 の委員長に付与
皮膚科領域専門医委員会が認定するアンケート・症例数 調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要。	各施設の担当者 1 人:2 単位
皮膚科領域専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導 自主臨床研究	研究計画書を提出すること。 なお、調査あるいは研究において対象症例 がない場合、単位は付与しない。	責任者:2 単位
皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に 関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資 料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60 分の講演:1 単位 120 分以上の講演:2 単位 (上限回数制限なし)
校医を1年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故 調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1 年度につき 2 単位
日本皮膚科学会の地方会への参加単位	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科 領域講習として認められている講演があ り、かつ、それの受講単位を取得している こと。	1 回につき 1 単位 (1 年間 2 単位 5 年間で6単位)

## 2.更新の特例措置

皮膚科領域においては、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目 的で、更新の特例措置を設けています。

専門医(学会専門医を含める)を3回以上更新しており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて、「診療従事証明書(様式7)」による申請を行うことで下記の特例を受けることができます。

- ・「勤務実態の証明」(p2.①勤務実態の証明:様式2及び3)の省略が可能
- ・「診療実績の証明」「専門医共通講習」「皮膚科領域講習」「学術業績・診療以外の 活動実績」の項目毎の制限を排除
- ・合計 40 単位で更新が可能
  - 例)皮膚科領域講習のみ40単位取得し、診療従事証明書を提出することで更新可能

### 3.専門医資格を更新できない場合の措置

特別な理由(留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など)のために専門医の更新ができない場合の対応においては、事情に応じて以下①または②の方法のいずれかを選択することができます。

## ①専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難 になると予想される場合

認定期間内に専門医更新が困難と予想される場合には、活動休止申請書(初回分)(様式 8-1)を提出し、皮膚科領域担当委員会と機構専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。

初回の申請で最長 2 年まで休止が認められます。途中月単位での切り上げは認められません。原則、3年目からは1年毎に活動休止申請書(様式8-2)を提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。

なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。また、休止期間中の診療実績や講習会の受講は更新の単位として認められません。

専門医休止期間終了後は専門医の資格が復活します。休止した期間を除く前後の合計 5年以内に 50 単位と勤務実績 2.5年以上を取得した場合、次回の専門医更新資格を得ることができます。

### 〈表 3〉活動休止の考え方



更新単位 a+b=50 単位

### ②所定の期間に更新基準を満たすことができず、更新猶予を選択する場合

特別な理由で更新基準を満たすことができない場合、更新猶予を選択することができます。途中月単位での切り上げは認められません。

猶予期間は更新期限を過ぎた最初の4月1日を開始日とし、原則1年、認定期間内に、 理由書を添えて事前に更新猶予申請書を提出し、皮膚科領域担当委員会で審査の後、機構 によって認められた場合に、更新猶予が認められます。 猶予期間中でも専門医を称することはできます。更新基準の単位が取得できれば、次回の更新の対象になることができます。

更新猶予が承認された場合、通常 5 年のところを 6 年で更新が可能となります (注2)。 更新猶予申請の受付期間は、更新手続き期間内 (更新期限前年の指定期間、詳細はホームページをご確認ください) に受付を行います。

(注2) 更新猶予が認められた場合、次の更新期間は4年間となります。必要な勤務実績や単位数などの更新基準については、4年間で通常の更新期間である5年分を満たすことが必要です。

### 4.専門医資格を喪失した場合

更新忘れなど何らかの事情のため機構専門医資格の更新ができなかった場合、正当な理由があると認められた場合に限り、<u>失効後1年未満</u>であれば、更新基準を満たすことにより専門医資格を復活することができます。失効後復活までの期間は専門医を称することはできません。

失効後 1 年以上経過している場合は、皮膚科領域担当委員会において専門医資格喪失の理由書を審査のうえ、正当な理由があると認められた場合に限り、承認後 5 年間で所定の更新基準を満たすことで機構認定専門医更新の対象となります。その期間は専門医を称することはできません。

〈表 4〉休止・更新猶予一覧

	3-①.休止の場合	3-②.更新猶予の場合	4.資格失効の場合
必要書類	活動休止申請書	更新猶予申請書+理由書	理由書
期間	1 年間* (初回申請のみ最	1年間、1度のみ	1) 失効後 1 年以内
	長2年可能):最大6年		2) 失効後1年以上
単位について	休止期間中の診療実績や	_	皮膚科領域担当委員会での
	講習会受講は更新の単位		承認後、単位等取得できる。
	として <b>認められない</b>		
専門医	機構認定専門医と称する	機構認定専門医と称するこ	機構認定専門医と称するこ
	ことができない。	とができる。	とができない。

※途中月単位での切り上げは認めないので、計画的な申請をすること。

## 5.専門医資格取消について

以下の条件に該当する場合は皮膚科領域担当委員会で審査し、機構承認の上専門医資格 をはく奪することができます。

- ①日本専門医機構認定専門医申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または重大な誤りがあったとき。
- ②機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医登録場から削除される。
- ③機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医認定書を速やかに返還しなければならない。

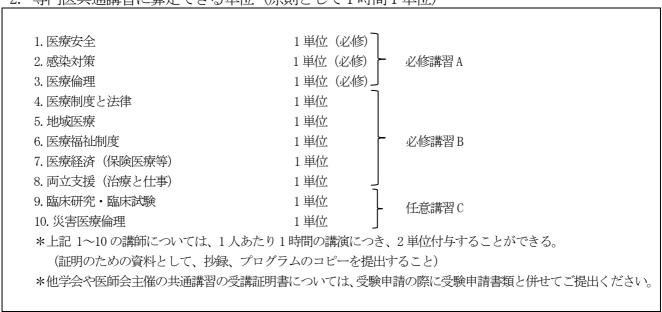
## 皮膚科専門医 教育研修単位一覧表

※2022年1月1日現在

### 1. 皮膚科領域の35領域 <症例報告の提示>

		· - ·	
1	湿疹・皮膚炎	19	褥瘡
2	紅皮症	20	色素異常症
3	蕁麻疹	21	母斑と母斑症
4	痒疹	22	その他の遺伝性皮膚疾患
5	瘙痒症	23	上皮性腫瘍・神経系腫瘍
6	薬疹	24	間葉系腫瘍
7	血管・リンパ管の疾患	25	リンパ腫と類症
8	紅斑症	26	メラノサイト系腫瘍
9	角化症	27	ウイルス感染症
10	炎症性角化症と膿疱症	28	細菌感染症
11	水疱症	29	真菌感染症
12	膠原病および類症	30	抗酸菌感染症
13	代謝異常症	31	性感染症(STI)
14	軟部組織(皮下脂肪組織・筋肉)疾患	32	動物性皮膚症・寄生虫症
15	肉芽腫症	33	付属器疾患(汗器官・脂腺・毛髪・爪)
16	太陽光線による皮膚障害	34	粘膜疾患
17	物理·化学的皮膚障害	35	全身疾患に伴う皮膚症状
18	皮膚潰瘍		

### 2. 専門医共通講習に算定できる単位(原則として1時間1単位)



## 3. 代表的な雑誌リスト

No	索引	タイトル	申請可否
1	A	Acta Dermato-Venereologica	可
2		Allergology International	可
3		Archives of Dermatological Research	可
4	В	BMC Dermatology	可
5		British Journal of Dermatology	可
6	С	Case Reports in Dermatology	可
7		Clinical and Experimental Dermatology	可
8		Contact Dermatitis	可
9		Cutis	可
10	D	Dermatologic Therapy	可
11		Dermatology	可
12		Dermatology Practical and Conceptual	可
13		Dermatology Reports	可
14	Е	European Journal of Dermatology	可
15		Experimental Dermatology	可
16	I	International Archives of Allergy and Immunology	可
17		International Journal of Dermatology	可
18	Ј	J Wound Care	可
19		JAMA Dermatology	可
20		Journal of Cutaneous Immunology and Allergy	可
21		Journal of Cutaneous Pathology	可
22		Journal of Dermatological Science	可
23		Journal of Dermatological Treatment	可
24		Journal of Environmental Dermatology and Cutaneous Allergology	可
25		Journal of Investigative Dermatology	可
26		Journal of Leprosy	可
27		Journal of Skin Cancer	可
28		Journal of the American Academy of Dermatology	可
29		Journal of the European Academy of Dermatology and Venereology	可
30		Journal of the German Society of Dermatology	可
31	M	Medical Mycology	可
32		Monthly Book Derma	可
33		Mycoses	可
34	Р	Phototherapy Research	可
35	S	Skin Cancer	可
36	T	The Journal of Allergy and Clinical Immunology	可
37		The Journal of Dermatology	可
38	ア	アレルギー	可
39	=	西日本皮膚科	可
40		日本小児皮膚科学会雑誌	可
41		日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌	可
		(旧:日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会雑誌)	

42		日本皮膚科学会雑誌	可
43		日本臨床皮膚科医会雑誌	可
44		日本臨床皮膚外科学会誌	可
45		日本美容皮膚科学会雑誌	可
46	ネ	熱傷	可
47	Ł	皮膚	可
48		皮膚科の臨床	可
49		皮膚科臨床アセット	可
50		皮膚の科学	可
51		皮膚病診療	可
52	IJ	臨床皮膚科	可

## 4. 単位の取得パターン3例

### 例1) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新者以外の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	0 単位	
②共通講習の受講	3 単位	総会に出席し、必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	47 単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など (計 47 講演) を聴講
④学術業績の単位	0 単位	

### 例2) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新対象者の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	5 単位	診療実績10症例を提示。※初回更新者に限り症例報告5単位必須。(2回目以降は任意)
②共通講習の受講	3 単位	総会に出席し、必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	42 単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計 42 講演)を聴講
④学術業績の単位	0 単位	

## 例3)2回目以降の更新かつ学術業績が多いパターン(学術業績の単位が最大20単位の場合)

項目名	取得単位	説明	
①診療実績の証明	0 単位		
②共通講習の受講	3 単位	総会に出席し、必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理) を聴講	
③領域講習の受講	27 単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計 27 講演)を聴講	
④学術業績の単位 20単位		学会集会における一般演題の筆頭発表者(10単位)	
(5)于阿未順(7)中(L	20 字()上	学会雑誌にビアレビューをうけ掲載された筆頭著者論文(10 単位)	

### 別記(1) 日本皮膚科学会の地方会

北海道地方会	青森地方会	秋田地方会	岩手地方会	宮城地方会	山形地方会
福島地方会	新潟地方会	群馬地方会	栃木地方会	茨城地方会	東京地方会
信州地方会	山梨地方会	静岡地方会	北陸地方会	東海地方会	京滋地方会
大阪地方会	山陰地方会	島根地方会	岡山地方会	広島地方会	山口地方会
徳島地方会	高知地方会	香川地方会	愛媛地方会	福岡地方会	長崎地方会
佐賀地方会	大分地方会	熊本地方会	宮崎地方会	鹿児島地方会	沖縄地方会

### 別記(2) 国内における単位申請可能な学術集会

日本皮膚科学会総会	日本皮膚科学会支部学術大会	日本皮膚科学会地方会
日本臨床皮膚科医会学術集会	日本研究皮膚科学会学術集会	日本小児皮膚科学会学術集会
日本ハンセン病学会学術集会	日本医真菌学会学術集会	日本アレルギー学会学術集会
日本香粧品学会学術集会	日本臨床免疫学会学術集会	日本性感染症学会学術集会
日本免疫学会学術集会	日本乾癬学会学術集会	皮膚脈管・膠原病研究会
日本皮膚悪性腫瘍学会学術集会	水疱症研究会	日本皮膚病理組織学会
角化症研究会	加齢皮膚医学研究会	日本結合組織学会学術集会
皮膚かたち研究学会	日本光医学・光生物学会学術集会	日本熱傷学会学術集会
日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎 学会学術集会	日本皮膚外科学会学術集会	日本臨床皮膚科医会ブロック大会
日本臨床皮膚外科学会学術集会	日本美容皮膚科学会学術集会	日本色素細胞学会学術集会
日本褥瘡学会学術集会	毛髪化学研究会	日本皮膚科心身医学会学術集会
小児皮膚科学セミナー	日本臨床皮膚科医会都道府県大会	日本褥瘡学会 九州地方会
アトピー性皮膚炎治療研究会	東北海道皮膚科医会	函館皮膚科医会
近畿皮膚科集談会	日本医学会総会	日本医学会分科会
都道府県医師会主催の生涯教育集 会		

#### 別記(3) 国内における参加型教育集会

皮膚真菌症指導者講習会、皮膚病理診断研究会診断講習会

### 別記(4) 国外における学術集会

World Congress of Dermatology Eastern Asia Dermatology Congress

Asian Dermatology Association Society for Investigative Dermatology

European Society for Dermatological Research American Academy of Dermatology

European Academy of Dermatology and Venereology International Investigative Dermatology

日豪合同皮膚科会議 日独合同皮膚科会議 国際小児皮膚科学会